

2015年 事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
行政書士・特定社会保険労務士 村尾 義頭
高松市中央町1-7-601 TEL087-835-1477FAX835-1496



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～
社会保険・労働保険・建設許可・入札指名願
就業規則他諸規定の整備・各種助成金申請
経営審査診断シミュレーション・行動基準書
給与計算代行・人事賃金評価制度

平成27年11月1日号

マイナンバー制度への対応 (4)

マイナンバー通知カードは、自治体によっては琴平町などではすでに配布されているようですが、高松は11月中旬からの配布となるようです。住民票所在地に各世帯ごと簡易書留で届けられますが、不在の場合は赤い不在カードが配布されます。1週間ほど過ぎると郵便局から市町役場へ返されますので、市町役場へとりに行くことになります。また、住民票取得の際に、申請することによって、個人番号が記載された住民票を取得することも可能です。

個人番号収集、本人確認について

番号が利用されるのは、2016年1月以降の入社、退社従業員の雇用保険、源泉徴収票、また士業等への報酬支払い調書などですが、各企業においては従業員の個人番号を年内に収集することは可能です。但し、個人番号の扱いについて対応措置の準備ができていない場合、担当者がなにげなく机の上においたままにしておくとか、他人に見せ合うとかなど、管理意識が共有されていない場合は自社用の取り扱いマニュアル(101人以上の規模等は規程が必要)を作成し、担当者教育をすることからの収集が無難です。来年に入ってから必要に応じて収集するのでよいと思います。

個人番号を収集する際には、会社は本人確認をしなければなりません。本人確認には、身元確認と番号の確認があります。身元確認は、写真付の公的証明証1通(運転免許証など)。写真付でない証明の場合には、2通以上の公的書類(健保・国保被保険者証、年金手帳、住民票など)が必要です。そして、番号確認は送付されてくる通知カードまたは、番号の記載ある住民票により番号確認をします。また、申請により来年1月以降に発行される個人番号カードには表に写真が、裏に番号が記載されているため1枚で身元確認及び番号確認ができます。

すでに雇用関係にあり、運転免許証や住民票記載事項証明証、健康保険被保険者証、年金手帳などにより本人確認ができている場合は、身元確認は不要で、番号の確認だけとなります。この際、運転免許証など改めて確認しておきたいという場合は、確認させていただくこともあります。

また、税理士、弁護士、社労士等への報酬等支払い調書の作成にも個人番号が必要となります。

その際も、すでに継続して取引を行っている場合には、番号の確認のみでよいとされています。

社員 各位

(参考文書)

会社名 _____ ㊞

特定個人情報(マイナンバー)の届出について

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号(マイナンバー)が、各世帯ごと簡易書留で届けられています。

平成28年1月以降、会社が行う給与所得、雇用保険、社会保険等の事務事務に、このマイナンバーを付与することが義務付けられました。

当社におきましても、基本方針を定め、次の利用目的のため、社員および社員の扶養家族の個人番号を取得する必要があります。

＜個人番号の利用目的＞

- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ・雇用保険届出・申請事務
- ・健康保険・厚生年金保険届出・申請事務
- ・被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)の届出に関する事務

つきましては、「マイナンバー(個人番号)届出書」に記載の上、____年__月__日までに会社 _____へ届出下さいませようお願い致します。

【本人確認が必要です】①身元確認：運転免許証、パスポートなど写真付証明書1点または、健保・国保被保険者証、年金手帳、住民票など写真無は2点必要。②番号確認：番号通知カード又は個人番号記載の住民票。なお、個人番号カードは1枚で①②の確認が可能です。

※すでに在籍者で身元確認ができている場合は、①を省略して②の番号確認のみします。

※被扶養者及び被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)については社員に委任します。

以上

マイナンバー(個人番号)届出書

届出日：平成__年__月__日

届出者：_____ ㊞

法令等で作成及び申請・届出が義務付けられた事務の目的で使用することを確認の上、個人番号を届け出ます。

【本人及び家族の氏名と番号】

【事務取扱担当者記入欄】

- ①身元確認；在籍者、運転免許証、他()
- ②番号確認；通知カード、住民票、他()